

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

- お知らせ
- 「介護サービス情報に公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い
- 令和2年 訪問看護にかかる支援策について
- 訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所に対する個別経営相談会の募集を開始しました！※WEB相談も対応します
- 指定居宅サービス事業所における非常災害対策計画の作成及び避難訓練に関する自主点検のお願い
- 「高齢者見守り人材向け出前講座」申込受付中！
- 「Tokyo国保連介護情報メールマガジン」登録のご案内について
- 東京都福祉サービス第三者評価ロゴマークを作成しました！
- 高齢者施設等のBCP策定支援事業を実施します！
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の申請受付中
- 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！
- 【受付中！(9月30日(水曜日)まで)】ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業補助金交付申請書を受け付けています。
- キャリアパス導入促進事業費補助金 申請書類を募集中！
- 令和2年度 介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】【受講生募集】
- 令和2年度外国人介護従事者受入れに係る補助事業のご案内
- 次世代介護機器の活用支援事業<導入経費補助>事業計画書を受け付けています。

令和2年 9月1日発行 第194号

### ○「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い

お知らせ

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額(消費税・利用者負担額を含む)が100万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられています(介護保険法第115条の35)。

この度、東京都では、介護保険法施行令第37条の2の3第1項等に基づき、「令和2年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定いたしました。

これに基づき、東京都指定情報公表センターより報告対象事業所へ、8月14日付で「計画実施通知書」を送付しております。

つきましては、東京都指定情報公表センターより順次送付される「提出依頼通知」に基づき、各期限までに「介護サービス情報報告システム」による報告をお願いいたします。

なお、今年度、訪問調査の対象事業所におかれましては、調査実施に御協力をお願いいたします。

調査票	基本情報	運営情報
既存事業所	必須	必須
新規事業所	必須	—

※「事業所の特色」について

平成24年度の情報公表システムの見直しにより、従業員や利用者の特色に関する情報、定員の空き状況、写真や動画等を公表できる枠組みがあります。公表している内容については随時更新が可能ですので、ご活用いただけますようお願いいたします。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】

指定情報公表センター TEL03-3344-8630

【本制度のお問い合わせ先】

介護保険課介護保険担当 TEL03-5320-4291

## ○令和2年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和2年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

## &lt;R2年度東京都訪問看護推進総合事業&gt;

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	<b>9月30日(水)必着</b> ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	<u>新規開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	<u>新規開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	<u>新たに看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接ご確認ください
その他の取組	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護師オンデマンド研修事業 ※(一社)東京都訪問看護ステーション協会に委託して実施しています。	★eラーニング【配信中】 申込は、以下ホームページから ↓ <a href="https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html">https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html</a> ★勉強会、相談受付の詳細は、決まり次第ホームページでご案内します！ ※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。

訪問看護等事業開始等支援事業 ( 経営等に関する個別相談会 )	別途、募集記事をご覧ください
訪問看護フェスティバルの開催	令和3年1月23日 東京都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします

※各補助金事業は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業  
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問合せ先】

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

## ○訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所に対する個別経営相談会の募集を開始しました！※WEB相談も対応します

東京都では、都における訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下、「訪問看護ステーション等」という。)の経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーション等の安定的な経営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、都内訪問看護ステーション等に対する経営に関する個別相談会を下記のとおり行います。現在、申込みを受付けておりますのでぜひご応募ください！

※詳細は、東京都福祉保健局ホームページをご確認ください。

### 【対象者】

- ・都内訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の経営者・管理者・事務担当者の方
- ・訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の開業を検討している方

### 【開催日時・申込期限】

#### <第1弾>

日にち : 令和2年**10月14日(水)**・**10月15日(木)**

申込期限 : 令和2年9月24日(木) 12時まで

#### <第2弾>

日にち : 令和2年**11月18日(水)**・**11月19日(木)**

申込期限 : 令和2年10月22日(木) 12時まで

※時間:各回共通 10時00分 ~ 17時15分 / 各事業所 1時間

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>訪問看護ステーションに対する個別経営相談会事業  
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/kobetusoudan.html>)

### 【問い合わせ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216

## ○指定居宅サービス事業所における非常災害対策計画の作成及び避難訓練に関する自主点検のお願い

令和2年7月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記ホームページに掲載しました事務連絡等をご参照頂き、各事業所における非常災害対策計画の作成や定期的な避難訓練等の実施について、あらためて自主点検をしていただきますようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者＞介護保険＞東京都介護サービス情報

([https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

## ○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」申込受付中！

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

【派遣期間】2020年4月1日から2021年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB(下記)」を参照のこと。)

【講義時間】原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

【派遣場所】都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

【費用】無 料

【申込条件】●申込者…都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ  
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

【申込受付】2020年4月1日から2021年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

【申込方法】下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB】

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号 : 03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0543(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

\*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております\*

登録は  
お済みですか

## ○ 「Tokyo国保連介護情報メールマガジン」登録のご案内について

東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部では、介護事業等に関する最新の情報等をいち早くお届けするため、メールにて「Tokyo 国保連介護情報メールマガジン」の配信を行っています。

1 「Tokyo 国保連介護情報メールマガジン」では主に下記の情報をメールにて提供しています。

- (1) 介護保険直接(窓口)受付予定日
- (2) 「介護サービス事業者支援研修」のご案内
- (3) 「介護サービス通信」のホームページ掲載案内
- (4) 東京都における介護サービスの苦情相談白書のホームページ掲載の案内
- (5) 苦情対応事例のご紹介
- (6) 介護報酬請求の注意点ホームページ掲載のご案内 等

月に1回程度配信

その他にも、介護サービスの質の向上に役立つ情報を提供しています。

### ～ お知らせ ～

「Tokyo 国保連介護情報メールマガジン」をご利用の皆様で、アンケートに答えて頂いた方の中から、抽選で、  
《東京都における介護サービスの苦情相談白書》(非売品)をプレゼントいたします！  
《東京都における介護サービスの苦情相談白書》は、東京都全体における介護サービスの苦情の状況や、  
国保連で受け付けた苦情対応事例のほか、苦情対応のポイント等がご覧いただける冊子となっております。  
アンケートご応募等の詳細は「Tokyo 国保連介護情報メールマガジン」にて、追ってお知らせいたします。是非とも、下記登録方法より Web サイトにアクセスのうえ「Tokyo 国保連介護情報メールマガジン」にご登録ください！

## 2 登録方法

メールアドレスの登録は、東京都国保連合会ホームページにてご案内しております。

東京都国保連合会ホームページ(<https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp>)

トップページ > 介護事業所等の皆様 > メールマガジンについて

携帯電話、スマートフォンは  
こちらから**簡単アクセス**



## 3 Q&A(よくあるお問い合わせ)

**Q1** 登録の手続きは簡単にできますか。

**A1** 登録手続きは簡単に行えます。登録用の入力フォームから、①送信先のメールアドレス  
②介護事業所名称 ③介護事業所番号 ④電話番号 ⑤担当者氏名をご登録いただくだけです。

**Q2** 事業所ごとの登録となっていますが、複数の事業所が同じメールアドレスを共有している場合でも、すべての事業所を登録しなければいけないのですか。

**A2** 事業所番号ごとにメールアドレスを管理していますので、ご面倒ですが事業所ごとにすべての事業所のご登録をお願いします。

**Q3** 同じメールアドレスを複数登録した場合、メールマガジンが複数届くことはないのですか。

**A3** ひとつのメールアドレスに対し、同じメールマガジンを複数配信しない設定をしております。



**Q4** 登録しているメールアドレス等の情報漏えいが心配です。

**A4** 登録された情報等は、本会情報セキュリティポリシーに基づき、厳正適格に管理されます。

その他、メールアドレスの変更等の手続きは、本会ホームページでご案内しています。

【お問合せ先】 東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談指導課  
TEL 03-6238-0173

## ○ 東京都福祉サービス第三者評価ロゴマークを作成しました！

都は、福祉サービス第三者評価を受審した事業者に、東京都福祉サービス評価推進機構（東京都福祉保健財団）を通じて受審済ステッカーを配布しています。事業所の入口や自動車に貼っていただき、第三者評価を受審してサービス改善に取り組んでいる事業者であることを都民に示しています。

このたび、都は、受審済ステッカーのデザイン「利用者と事業者を結ぶハート」を基調とした東京都福祉サービス第三者評価ロゴマークを作成しました。

福祉サービス第三者評価を多くの都民や事業者に知っていただくために、様々な場面で活用していきます。



## ○高齢者施設等のBCP策定支援事業を実施します！

お知らせ

BCP(事業継続計画)とは、地震や風水害などの災害が発生した場合でも、重要な事業を継続、または早期に復旧するために、あらかじめ準備しておく計画のことです。(BCP:Business Continuity Planning)。

高齢者施設等においては、身体機能が低下し、医療的な配慮を必要とする方も多く入所しているため、大規模災害が発生し、ライフラインが途絶えた場合でも、事業を継続して入所者の安全を確保する必要があります。

そこで東京都では、セミナー、講座、専門アドバイザーによる個別相談を実施することにより、施設のBCP策定と実効性確保を支援します。

### 【事業の概要】

	防災・減災対策 セミナー	BCP策定講座	アドバイザーによる個 別相談
対象	都内の施設関係者、 在宅サービス事業者、 地域包括支援センタ ー、区市町村職員等	都内の特別養護老人 ホーム、介護老人保健 施設、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、 介護医療院、特定施 設入居者生活介護指 定施設(有料老人ホーム 等)	都内の特別養護老人 ホーム、介護老人保健 施設、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、 介護医療院、特定施 設入居者生活介護指 定施設(有料老人ホーム 等)
費用	無料		
開催日時・期間	令和2年10月6日 (火)13:30	令和2年10~12月	令和2年11月 ~令和3年1月
場所	なかのZERO 大ホール	新宿・お茶の水・立川・ 町田の各会場	—
内容	有識者による基調講 演、施設関係者による 事例紹介等	BCP作成キットを用い たワークショップ	Web会議システムを 利用した相談、相談会 場での相談、訪問によ る相談、電話・メール による相談

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によって、実施方法を変更する場合があります。

### 【申込方法】

防災・減災対策セミナー : <https://ms-seminar.smktg.jp/public/seminar/view/3618>

BCP策定講座 : 別途案内(対象施設にパンフレットを送付します。)

アドバイザーによる個別相談 : 別途案内(対象施設にパンフレットを送付します。)

### 【お問い合わせ】

東京都高齢者施設等BCP策定支援事業 事務局

MS&AD インターリスク総研株式会社

リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ

担当: 岡本・西川

TEL: 03-5296-8976 / FAX: 03-5296-8941

受付時間: 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

# ○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の申請受付中！

お知らせ

国において成立した令和2年度の第二次補正予算を受け、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)が創設されました。都では下記のとおり実施しています。

## 1 事業概要

- (1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
- (2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業
- (3) 介護サービス再開に向けた支援事業
  - ア 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業
  - イ 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

※以下のホームページに、本事業の詳細な内容や交付申請書等の必要書類等を掲載しています。

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsu\\_kaigo.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsu_kaigo.html)

(東京都福祉保健局>高齢者>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分) >新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分))

## 2 申請受付及び交付スケジュール

東京都国民健康保険団体連合会		東京都(直接受付)	
電子請求受付システム	郵送 (電子又は紙)	電子データ 申請フォーム	郵送 (紙)
毎月1日 ~月末締切	毎月15日 ~月末締切	毎月1日 ~月末締切	
※最終受付締切は、令和2年11月末を予定。		※最終受付締切は、別途ホームページ等でご案内予定	

※申請受付から2か月程度でご指定いただいた口座等へ振込予定です。

ただし、提出書類に不備等がある場合、支払が遅れる可能性がありますので、ご了承ください。

## 3 対象事業所・施設等及び補助額

東京都福祉保健局のホームページより「対象事業所・施設等一覧」をダウンロードしてください。

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsu\\_kaigo.files/taisyouitiran.pdf](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsu_kaigo.files/taisyouitiran.pdf)

## 4 申請の手続き

### (1) 申請様式

東京都福祉保健局のホームページよりダウンロードしてください。

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsu\\_kaigo.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsu_kaigo.html)

### (2) 提出方法

法人本部にて各事業所・施設等分を取りまとめの上、ご提出ください。

#### ①介護報酬を受領している事業所・施設等

東京都国民健康保険団体連合会(以下「都国保連」という。)へ提出

ア 【原則】電子請求受付システムによるインターネット申請

<http://www.e-seikyuu.jp/>

イ 電子媒体又は紙による申請

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1

東京区政会館 8階東京都国民健康保険団体連合会内 慰労金等申請窓口宛

#### ②介護報酬を受領していない事業所・施設等

(特定施設入居者生活介護の指定を受けない養護・軽費・有料老人ホーム等)

都へ提出

ア 【原則】「電子データ申請フォーム」から申請

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1597142397732>

イ 紙による申請(「電子データ申請フォーム」からの申請が困難な場合)

〒220-8799 横浜市中区中央郵便局 郵便私書箱 36 号

東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分・障害分)事務局宛

(※事務局は、都より受託したビーウィズ株式会社内で運営しております。)

※上記両方の事業所・施設等を運営している場合は、都国保連・都分の申請書をそれぞれ作成し、提出してください。なお、事業所・施設等の一部でも特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、全床分を特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所・施設等として、都国保連へ提出していただくことが可能です。

## 5 お問い合わせ

(1) 事業や申請書の作成方法に関すること

東京都新型コロナウイルス緊急包括支援事業コールセンター

電話:0120-591-105(平日 9 時～18 時 土日祝日を除く)

(2) 電子請求受付システムに関すること

介護電子請求ヘルプデスク

電話:0570-059-402(平日 10 時～17 時 土日祝日を除く)

※お問い合わせいただく前に、ホームページに掲載している申請マニュアルや FAQ 等に同様の質問がないかを必ずご確認ください。

## ○東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集 中！

お知らせ

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

※令和2年度より、事業を拡充しました。

- ・事業所の利用定員数に応じて、最大20戸まで申請できるようになりました！
- ・提出書類の簡素化を図り、より申請しやすい制度にしました！

本事業の助成金交付申請を行うためには、事前に事業計画書の提出が必要となります。本事業の活用を検討されている法人につきましては、事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団までお早めにご申請ください。

なお、本事業の申請にあたっては、福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

【提出期限】 令和2年9月30日(水曜日)

【提出先】 〒163-0718 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 18階  
公益財団法人東京都福祉保健財団  
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

【提出方法】 簡易書留や特定記録など配達記録の残る方法にて、必要書類を送付してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。

(<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>)

※申請方法の詳細については、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 助成金の手引」を必ずご参照ください。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団  
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援担当(介護)  
TEL 03-3344-8548

## ○【受付中！(9月30日(水曜日)まで)】ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業補助金交付申請書を受け付けています。

東京都では、介護事業所におけるICT化を推進し、介護職員の負担軽減を図り、離職率低下や職場環境の改善等、介護人材の定着に資することを目的として、介護事業所がICT機器を活用し介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステムを導入する費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

令和2年度は、事業内容を大幅に拡充して実施します！  
現在、交付申請書を受け付けています！(9月30日(水曜日)まで)

### 【拡充内容】

- ✓ 訪問介護以外の介護保険サービスの事業所でも申請可能に！ただし、次の①～③の対象外サービスは除く。
 

対象外	①定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設	②介護老人保健施設	③(介護予防)認知症対応型共同生活介護
-----	-----------------------------------	-----------	---------------------
- ✓ 補助対象経費の範囲が拡大 (Wi-Fiルーターの購入費など)
- ✓ 補助上限額が増額 (1事業所当たり最大260万円)

★ 事業の内容は、以下のとおりです。

詳細は、HPに掲載されている交付要綱やQ&A等をご確認ください。

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kourei/hoken/ictkikikatsuyou.html>)

### 【補助対象経費の内容・補助上限額】

対象経費	対象経費の具体的な内容	補助上限額
介護業務支援システム導入等経費	①ソフトウェアやクラウドサービス (購入費、リース料、保守・サポート費、導入設定費 等) ②タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア (購入費、リース料、保守・サポート費、導入設定費 等) ③Wi-Fiルーターなどのネットワーク機器 (購入費、設置費) ※Wi-Fi環境整備に必要なもの ④他事業者からの照会等に応じた経費 (説明資料印刷代 等) ※ICT導入に関する照会等	<b>最大260万円</b> 補助基準額×補助率3/4 ※事業所の職員数に応じて異なる。
コンサルティング経費 ※コンサルティング経費のみの申請は不可	⑤システムの選定に関するコンサルティング経費 ⑥システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費	<b>13万円</b> 補助基準額26万円×補助率1/2 ※事業所の職員数に関係なく上記金額です。

### 【主な対象要件】

※詳細は、要綱等を必ずご確認ください。

- (1) 介護業務支援システムは、記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む。)、請求業務を一通行行う(一気通貫となる)ことが可能となるものであること。  
 ※ 複数のシステムを連携させることや、既に導入済みであるシステムに新たに業務機能を追加すること等により、一気通貫となる場合も対象
- (2) 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。  
 ※ 令和2年度中に対応することで差し支えありません。
- (3) ケアの内容等に関する厚生労働省の新たなデータベース「CHASE」(令和2年度より運用)による情報収集に協力すること。

## 【補助手続きの流れ】

時期	内容
令和2年9月30日（水曜日）まで	交付申請書の提出【必着】
令和2年12月	交付決定（予定）
補助事業完了後10日以内 （遅くとも令和3年4月10日まで）	実績報告書の提出（予定）
令和3年5月末	補助金の支払（予定）

### 【交付申請書の提出について】

HPに掲載している「提出書類一覧」をご確認いただき、必要書類を郵送にてご提出ください。  
提出方法の詳細、提出先はHPをご確認ください。

### 【事業に関する問い合わせ】

HPに掲載している問い合わせフォームをご利用ください。

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kourei/hoken/ictkikikatsuyou.html>)

- ◆ 質問は、補助対象となる介護事業所の運営事業者のみ受け付けます。  
受付順に電話で回答します。内容によってはお答えできない場合もあります。
- ◆ コンサルタントやICTベンダーの方からの質問は受け付けられません。
- ◆ 質問をお送りいただく前に、HPに掲載しているQ&Aに同様の質問がないかを必ずご確認ください。

### 【その他】

予算の範囲内での補助実施となります。そのため、申込多数の場合には予算の都合により補助の対象とならない可能性もあります。



## ○ キャリアパス導入促進事業費補助金 申請書類を募集中！

お知らせ

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業を実施し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援しています。

キャリア段位制度を活用したキャリアパスの導入に係る経費の支援(以下、「キャリアパス導入促進事業費補助」という)を受けるためには、事業計画書の提出が必要であり、各事業者の皆様には令和2年7月31日までに提出していただくよう依頼したところです。

本事業のさらなる推進を図るべく、下記のとおり追加募集を行っておりますので、事業計画書提出について再度ご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 1 キャリアパス導入促進事業費補助

【提出期限】令和2年9月23日(水曜日)【必着】

【提出方法】郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】

公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。

(<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>)

【その他】

現在、事業計画書提出時にアセッサーが事業所に在籍しておらず、かつレベル認定者が在籍していない場合は、**「交付申請基準日である令和3年1月1日現在、レベル認定者が事業所に在籍している」**という補助要件を満たすことがスケジュール上、大変困難となりますのでご了承願います。

### 2 提出先・申請についてのお問合せ

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

電話 03-3344-8532

# ○令和2年度 介護職員スキルアップ研修(医療的知識編)【受講生募集】

お知らせ

## 1 研修の目的

高齢者介護の現場で働く職員が、高齢者の身体の特徴や、多い疾病の概要、健康状態の観察方法や医療介入の必要性などを学ぶことによって、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、適切に医療職等と連携することができるようになることを目指して講義・個人ワークを行います。

## 2 対象

都内に所在する介護保険事業所において経験年数概ね1～3年目の介護職員で基礎的な医療知識を学びたい方

## 3 受講料 無料(資料代含む)

## 4 申込方法 東京都社会福祉協議会 研修受付システム「けんとくん」からお申込みください。

けんとくん上の開催要項をご確認ください。(https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/)

## 5 定員・日程・会場・時間・申込締切

下記一覧表のとおり

※いずれも定員になり次第締め切ります。

※各回とも内容は同じです。時間は9:25～17:00です。

コース (定員)	日程	会場	申込締切
第1回 (60名)	令和2年11月11日(水)	会場／ 喜山倶楽部 ・最寄駅 都営地下鉄新宿線神保町駅他	9月30日(水)
第2回 (30名)	令和2年12月23日(水) ※市部事業所優先	会場／ 調布市文化会館たづくり ・最寄駅 京王線調布駅他	11月13日(金)
第3回 (31名)	令和3年1月27日(水)	会場／ 家の光会館 ・最寄駅 JR飯田橋駅他	12月10日(木)

## 6 カリキュラム \*担当講師及び時間割については受講決定時にお知らせします。

	科目名
午前 【講義】	介護職員の役割と医療的知識の必要性について
	高齢者に多い疾患の理解(疾病の理解と観察のポイント)
午後 【講義・個人ワーク】	高齢者の心身の理解
	高齢者の日常生活を支える身体の管理(基礎知識編)
	気づきのための観察ポイント(個人ワークと解説)

## 7 新型コロナウイルス感染症への対応について

本研修の実施にあたり、感染防止策として「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」等を参照した取組みを行います(以下、取組み例)。詳細な内容は受講決定時にご案内いたします。

- ・受講生及び講師等の間隔の確保
- ・受講生及び講師等のマスク着用の徹底
- ・換気の実施
- ・会場あたり受講者数を減らすための募集定員の削減

※なお、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大等、今後の状況によっては本研修会自体を中止する場合がございます。

## 8 問合せ先

東京都福祉人材センター研修室 介護職員スキルアップ研修担当

TEL:03-5800-3335

## ○令和2年度 外国人介護従事者受入れに係る補助事業のご案内

東京都では、介護サービスを提供する都内の事業所等(以下、「事業所」)が、外国人を円滑に受け入れられるように支援することを目的として、「外国人介護従事者受入れ環境整備事業」を実施しております。

本事業の中で、留学生を受け入れる事業所向けの補助事業として「介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金」、技能実習生を受け入れる事業所向けの補助事業として「外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業」を実施しております。

この2つの補助事業について、令和2年度の事業概要及び現時点のスケジュールをご案内させていただきます。

### 介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金

都内の事業所が、留学生を雇用し学費等を給付する場合に、経費の一部を補助します

#### ●補助対象事業所

都内に所在する介護サービスを提供する事業所等

※訪問サービスは除きます。

※国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除きます。

※介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除きます。

#### ●補助対象経費・補助基準額・補助率

- |               |            |        |
|---------------|------------|--------|
| (1)学 費        | 5万円(月額)    |        |
| (2)入学準備金      | 20万円(1回限り) |        |
| (3)就職準備金      | 20万円(1回限り) | 補助率1/3 |
| (4)国家試験受験対策費用 | 4万円(1回限り)  |        |
| (5)居 住 費      | 3万円(月額)    |        |

※上記(2)は、介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象

※上記(3)及び(4)は、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象

#### ●令和2年度からの変更について

##### 【補助対象の拡大】

(令和元年度)介護福祉士養成施設に通う留学生が補助対象

↓

(令和2年度)令和元年度の補助対象に加えて、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に通う留学生も新たに対象に追加

##### 【補助要件の緩和】

(令和元年度)留学生を遅くとも令和元年12月1日から雇用し、令和2年3月31日まで継続して雇用することが要件

↓

(令和2年度)留学生を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、1か月以上雇用した場合に対象(例えば、年度途中の5月の1か月間のみ雇用した場合も、対象となります。)

(令和元年度)対象となる留学生は、事業所において年間平均週20時間以上勤務することが要件

⇒(令和2年度)上記の要件は設定しない

#### ●今後について

令和2年12月中旬より、交付申請書の受付を開始する予定です。

※予定は、今後変更になる場合がありますので、ご了承ください。

**外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業**  
外国人技能実習制度に基づく実習実施者が負担する技能実習に要する経費の一部を補助します

●**補助対象者**

都内の高齢者福祉施設で介護職種の外国人技能実習生を受け入れる実習実施者  
※技能実習生は入国1年目（技能実習1号）の者が対象

●**補助対象経費**

令和2年度において、技能実習生が受入施設で就労した期間のうち、就労開始日から技能実習評価試験(初級)の前日までの期間における以下の経費

対象経費	技能実習生の日本語能力	
	N4相当	N3相当以上
1 日本語学習にかかる経費(日本語講師の派遣、日本語学校への通学等) ※日本語能力試験N3相当の検定に必要な範囲	対象	対象外
2 介護分野の専門知識の学習にかかる経費(介護職員初任者研修受講料等) ※技能実習法に基づく第2号技能実習の技能検定に必要な範囲	対象	対象

●**補助基準額・補助率**

技能実習生1人当たり、67万円に事業月数を乗じた額を12月で除した額

補助率1/2

●**今後について**

令和2年12月上旬より、交付申請書の受付を開始する予定です。  
※予定は、今後変更になる場合がありますので、ご了承ください。

**問合せ先等**

●**問合せ先**

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当  
TEL: 03-3344-8627 (月曜日～金曜日 8:45～17:30)  
HP: <http://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/index.html>

●**その他**

・事業の詳細(補助要件等)は、上記東京都福祉保健財団ホームページに掲載している補助金申請に係る手引きや要綱等をご確認ください。

# ○ 次世代介護機器の活用支援事業<導入経費補助>事業計画書を受け付けています。

お知らせ

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器(以下、「機器」といいます。)の導入に必要な経費の一部を補助します。

本補助金について、事業計画書の受付を開始いたしますので、ご案内いたします。

※「次世代介護機器」とは…ロボット技術の応用により、利用者の自立支援や介護者の負担軽減の効果を有する機器を指します。

**令和2年度は、事業内容を拡充して実施します！  
現在、事業計画書を受け付けています！(9月23日(水曜日)まで)**

## 【事業概要】

下記の(1)と(2)それぞれで、補助の対象となる施設等が異なりますので、ご注意ください。

また、下記以外にも要件がございますので、詳細は、HPをご確認ください。

なお、予算の範囲内での補助となるため、申込多数の場合には、予算の都合により補助の対象とならない可能性がありますので、予めご了承ください。

※(2)次世代介護機器導入推進事業については、対象事業所数を20か所とします。

	(1)次世代介護機器導入支援事業	(2)次世代介護機器導入推進事業
対象機器	①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援	
補助率	対象機器 ① 及び ⑤：補助率 3/4 (対象機器 ②・③・④・⑥：補助率 1/2)	対象機器 ① 及び ⑤：補助率 7/8 (対象機器 ②・③・④・⑥：補助率 3/4)
対象施設	・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援	・介護保険施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護
補助基準額	対象機器 ① 及び ⑤：1台当たり 133万4千円 (対象機器 ②・③・④・⑥：1台当たり 60万円)	
主な条件	なし	公益財団法人東京都福祉保健財団が実施する、 ・「アドバンスセミナー」への原則参加 ・「公開見学会」等への協力
補助対象経費	・機器の購入に係る費用 ・機器のレンタルに係る費用(令和3年3月31日までの費用に限ります。) ・その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	
補助対象としない経費	・機器の使用に際し必要となるインターネット回線使用料等の通信費 ・インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 ・保険料 ・配送料 ・機器の設置にかかる建物の改修費 ・初期設定費 ・その他事業の目的に照らし適当と認められないもの	

## 【事業計画書の提出期限】

令和2年9月23日(水曜日)

## 【提出方法】

郵送にて、必要書類を提出してください。

## 【申請書類等】

東京都高齢社会対策部介護保険課介護人材担当のホームページに掲載しています。

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jisedaikaigo/index.html>)

## 【提出先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎26階北

**【事業に関する問い合わせ】**

HP に掲載している問い合わせフォームをご利用ください。

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jisedaikaigo/jisedaigaiyou.html>)

- ◆受付順に電話で回答します。内容によってはお答えできない場合もあります。
- ◆機器ベンダーの方からの質問は受け付けられません。
- ◆質問をお送りいただく前に、本ホームページに掲載しているQ&A等に情報の記載がないかを必ずご確認ください。